

本年10月以降の保育料・副食費に係る多子減免の算定基準は、以下の事務に関して必要となるため、それぞれ政省令や要綱に規定する。

( 1 ) 子どものための教育・保育給付

第3号認定子ども（満3歳第2号認定子どもを含む。）の保育料（第2子半額・第3子以降無償）

施行令第14条・第14条の2の改正・・・小学校就学前が算定基準（現在の取扱いを踏襲）

第1・2号認定子どもの副食費徴収免除者（第3子以降）

運営基準第13条の改正・・・免除者を新たに規定（現在の保育料の多子減免の取扱いを踏襲）

第1号認定子どもについては、新たな施設等利用費に係る保育の必要性の認定は考慮しない。

- ・ 第1号認定子ども<sup>1</sup> 小学校第3学年修了前が算定基準
  - 1 特別利用教育を受ける2号認定子どもを含む（認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める）
- ・ 第2号認定子ども<sup>2</sup> 小学校就学前が算定基準
  - 2 特別利用保育を受ける1号認定子どもを含む（認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める）

( 2 ) 地域子ども・子育て支援事業

未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業（第3子以降）

事業実施要綱の改正・・・事業・対象者を新たに規定（現在の就園奨励費の多子減免の取扱いを踏襲）

新たな施設等利用費に係る保育の必要性の認定は考慮しない。

- ・ 小学校第3学年修了前が算定基準